

## 学生ボランティア活動推進に関する協定書

日本女子大学（以下、「甲」という。）と公益財団法人日本財団ボランティアセンター（以下「乙」という。）は、学生ボランティア活動の推進に関して、相互に協力することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙双方が、学生ボランティア活動推進に関して、相互に協力・連携を行い、学生ボランティア活動の発展に寄与することを目的とする。

### （信義誠実の原則）

第2条 本協定は、甲乙双方が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲および乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （協力事項）

第3条 甲および乙は、次の各号に定める事項について協力・連携を行うものとする。

- (1) 学生のボランティア活動や社会貢献活動に対する支援活動。
- (2) 学生のボランティア活動や社会貢献活動における広報活動。
- (3) ボランティア活動や社会貢献活動に関する教育活動。
- (4) その他甲および乙が必要と認めた学生ボランティア活動支援に関する事項。

### （有効期間）

第4条 本協定の効力は、契約の日から2023年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約の更新を希望しない旨の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （機密保持）

第5条 甲および乙は、文書・口頭・電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された「図面、データ、仕様書等の資料」、「ノウハウ、アイデア等の営業上・技術上の情報」または「サンプル等の物品」のうち、外部に公開されるべきでないとして明示された秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならない。

- 2 事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。
- 3 文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密情報であることを相手方に通知しなければならない。
- 4 前第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。
  - (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの。
  - (2) 相手方から知得する以前に公知のもの。
  - (3) 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したものの。
- 5 本条は、第4条に規定する本協定の有効期間終了後も存続する。

### （個人情報保護）

第6条 甲および乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、相手方の同意なく有効期間終了後も第三者に開示、漏洩してはならない。

### （責任の分担）

第7条 甲および乙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、実損の範囲内において相手方に対し賠償の責任を負うものとする。

### （不可抗力）

第8条 甲および乙は、本協定の履行中の天災、火災、伝染病、不可避の事故、紛争、テロその他の不可抗力等、甲乙いずれの責に帰し得ない事由によって相手方が被った損害に対し、損害賠償の責を負わないものとする。

### （権利譲渡の禁止）

第9条 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本協定上の地位、本協定から生じる権利または義務を第三者に譲渡または移転することができないものとする。

### （合意解約）

第10条 甲または乙は、本協定有効期間中に、真にやむを得ない特段の事由がある場合に限り、甲乙協議の上、本協定を解約することができるものとする。

### （解除）

第11条 甲および乙は、相手方が本協定に違反したときは、相手方に対して相当期間を定めた上で書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本協定を解除することができるものとする。

### （協定の変更等）

第12条 甲および乙は、相手方に対し本協定の変更の協議を申し出ることができるものとする。

### （協議事項）

第13条 本協定もしくは本協定に定めのない事項について問題が生じたときは、甲および乙の協議により解決するものとする。

### （準拠法）

第14条 本協定は全ての事項に関し、日本法に準拠し、同法に従って解釈され、執行されるものとする。

本協定の内容を証するため、本協定書2通を作成し、甲および乙が記名押印後、各自1通を保有する。

2022年 7月 1日

(甲) 東京都文京区目白台2-8-1  
日本女子大学  
学 長 篠 原 聡 子



(乙) 東京都港区虎ノ門1-1-2  
公益財団法人日本財団ボランティアセンター  
会 長 山 本 康

